

令和元年度第1回・岡山県男女共同参画審議会 次第

日時：令和元年8月5日（月）13:30～15:30

会場：岡山県庁分庁舎1階101会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 令和元年度男女共同参画関連事業の進捗状況について

(2) 次期ウィズプランの策定と岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査について

3 閉 会

<配付資料>

- ・ 次 第
- ・ 配席図
- ・ 岡山県男女共同参画審議会委員名簿
- ・ 資料1 令和元年度男女共同参画関連事業の進捗状況について
- ・ 資料2 第4次おかやまウィズプランについて
- ・ 資料3 次期ウィズプランの策定スケジュール（案）
- ・ 資料4 岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査について

令和元年度 男女共同参画関連事業の進捗状況について

※ _____ アンダーラインは新規事業

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">男女共同参画社会の実現</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">目標：男女が共に輝くおかやまづくり</p>	<p>第4次おかやま ウィズプラン</p>	<p>総合企画・推進 (男女共同参画青少年課)</p>	<p>拠点施策事業 (ウィズセンター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する理解を深め、実践していく拠点施設 ・配偶者暴力相談支援センター
	<p>基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり</p>	<p>■男女共同参画審議会の運営</p> <p>■学生と企業のためのダイバーシティシンポジウム開催事業</p> <p>■<u>男女共同参画に関する県民意識調査</u></p> <ul style="list-style-type: none"> □地域男女共同参画推進事業 □男女共同参画社会づくり表彰 □年次報告書の作成 	<p>■ウィズカレッジ事業</p> <p>■男女共同参画ゼミナール事業</p> <p>■男女共同参画推進月間事業</p> <p>■<u>ウィズセンター20周年記念事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> □情報誌「with」発行事業 □情報の収集と提供
	<p>基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築</p>	<p>【女性への暴力根絶運動】</p> <p>■パープルリボン&オレンジリボン事業</p> <p>【配偶者等からの暴力防止対策】</p> <p>■ストップ・DV講座（青少年健全育成促進アドバイザー事業）</p> <p>■DV被害者等相談・自立支援充実事業</p> <ul style="list-style-type: none"> □ストップ・DV事業（登録・制度運営部分） 	<p>【総合相談事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> □一般相談 □特別相談（法律、こころ） □男性相談 <p>【配偶者等からの暴力防止対策】</p> <p>■ストップ・DV事業（研修部分）</p>
	<p>基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり</p>	<p>■女性活躍・WLB 応援アドバイザー事業</p> <p>■<u>おかやま☆輝く女性☆未来設計応援事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・輝く女性クローズUP事業 ・輝く女性ネットワーク事業 	<p>■働く女性トータルアシスト事業</p> <ul style="list-style-type: none"> □就業に関する情報提供 □女性団体の支援

【男女共同参画青少年課】

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり

■ 学生と企業のためのダイバーシティシンポジウム開催事業 【予算額：2,870千円】

岡山大学・岡山経済同友会・県で組織する実行委員会を運営主体として、働き方の多様性を主に家庭の視点から考えるきっかけとなる論文コンクールを開催する。また、学生と企業担当者によるトークセッションや働きやすい職場づくり等に先進的に取り組んでいる企業がブース出展するダイバーシティシンポジウムを開催し、就職等を控えた学生に情報提供を行う。

<子から親へのエール論文コンクール2019>

テーマ：仕事や家庭で頑張っている親へ 今だから言えるありがとう。

募集期間：令和元年6月16日～10月20日

表彰式：令和元年12月（岡山県庁）

主な広報：6/11専用ホームページ開設 (<http://www.logoo-sk.com/yell>)

6/11プレス発表

7/9山陽新聞（朝刊）記事掲載

チラシ配布（大学、高校、専門学校、図書館など）

高等学校への個別訪問 など

<学生と企業のためのダイバーシティシンポジウム>

開催日：令和元年12月18日（水）

開催場所：イオンモール岡山1階未来スクエア

内容：①ステージイベント

エール論文コンクール入賞作品紹介

学生と出展企業担当者とのトークセッション

②企業・自治体ブース

■ 男女共同参画社会に関する県民意識調査 【予算額：3,253千円】

次期おかやまウィズプランの策定にあたり、課題を整理し目標を検討するため、男女共同参画社会に関する県民の意識と生活実態を把握する調査を実施する。

調査地域：岡山県全市町村

調査対象：18歳以上の男女約3,000人

調査方法：郵送

設問数：40問程度

基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

■ パープルリボン&オレンジリボン事業 【予算額：140千円】

<パープルリボン&オレンジリボン啓発事業>

女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～25）と児童虐待防止推進月間（11月）に合わせ、そのシンボルであるパープルリボンとオレンジリボンを活用した啓発グッズの配布やパネル展示を実施する。

実施予定場所：シティライトスタジアム周辺

実施予定日：令和元年10月27日（日）

※ファジアーノ岡山の試合イベント会場内で実施予定

※子ども家庭課、県警少年課と共催

<パープルリボン&オレンジリボンツリー事業>

パープルリボンとオレンジリボンを活用した啓発イベントを実施するとともに、リボンを装飾したツリーを設置する。

設置予定場所：イオンモール岡山、岡山県庁県民室

設置式(予定)：令和元年11月3日(日)イオンモール岡山1階未来スクエア

※おかやま子育てマルシェイベント内で実施予定

※子ども未来課・子ども家庭課・県民生活交通課と共催

■ ストップ・DV講座（青少年健全育成促進アドバイザー事業の一部として実施）

【予算額：4,545千円】

県民や高校生等の若い世代に対し、DVやデートDVについて周知し、意識啓発を図るため、講演会等を実施する。

■ DV被害者等相談・自立支援充実事業（社会福祉法人クムレに委託）

【予算額：8,350千円】

①DV休日電話相談

県機関が相談業務を行っていない日曜日・祝日・年末年始における電話による相談業務を委託し、相談窓口の充実を図る。

②ステップハウス提供事業

DV被害者とその同伴家族に、安全な住環境（ステップハウス）を提供する。

③DV被害者の子どもサポート事業

DV被害者の子どもの諸問題（心の問題、学力低下等）を解決するために学生ボランティア等を派遣し、学習支援や課外学習等を行う。

基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり

■ 女性活躍・WLB応援アドバイザー事業

【予算額：7,167千円】

女性活躍やWLB（ワーク・ライフ・バランス）の推進を目指している事業所へ社会保険労務士や中小企業診断士等の専門家をアドバイザーとして派遣し、各事業所の

実情に応じたオーダーメイドの一般事業主行動計画（女性活躍推進法）や人材育成プランの策定など女性活躍や働きやすい職場づくりの取組を支援する。

○登録アドバイザーの人数：12人(7/31現在)

○アドバイザー派遣予定事業所：30事業所（1事業所あたり2回を上限に派遣）

※従業員300人以下の県内事業所を対象とする。

○主な広報：6/5プレス発表

6/18 山陽新聞（朝刊）記事掲載

専用ホームページ開設 (http://anabuki-cs.jp/okayama_woman2019/)

岡山県ホームページトップページ注目情報掲載

チラシ配布（コンビニ、日経新聞・商工会議所折り込みなど）

県労働雇用政策課発行『おかやま労働・夏号』（7月末発行）掲載

FMおかやま など

■ おかやま☆輝く女性☆未来設計応援事業

【予算額：8,626千円】

1 輝く女性クローズUP事業

(1) ロールモデルの紹介

女性自身の活躍に向けた未来設計を応援するため、子育てをしながら働く女性や職場でリーダーシップを発揮している女性など多様な活躍の姿を紹介することで働く女性の課題解決を支援する。県内の様々な業種（金融業、製造業、サービス業など）、職種（営業職、事務職、技術職など）、キャリアステージ（若手社員、中堅社員、管理職など）で活躍する女性が、ロールモデルとして仕事と生活の両立方法、仕事のやりがいや将来のキャリアプラン、これから輝きたい女性へのメッセージなど、働く女性の課題解決につながるヒントを発信する。

○女性の未来設計を応援するウェブサイト「あなたも輝く☆晴れの国女子」

<http://www.rolemodel.pref.okayama.jp>

毎月3人程度（10日、20日、30日）、年度内に20人を紹介予定

ロールモデル4人紹介（7/31現在）

※ウェブサイトには、下記「私の働き方発表会」や「働く女性ネットワーク事業」のイベント、県内市町村が実施する女性活躍に関するセミナー等の情報も掲載予定。

○主な広報

6/27プレス発表

チラシ配布（コンビニ、県庁県民室など）

FMおかやま

市町村等広報誌（8～9月掲載予定）など

(2) 私の働き方発表会の開催

働く女性や働きたい女性、女子大学生・高校生、企業の管理職などを対象にウェブサイト「あなたも輝く☆晴れの国女子」で紹介したロールモデルが多様な働き方

を提案するトークイベントを開催する。

○開催予定日：令和元年11月18日（月）

2 輝く女性ネットワーク事業

若手社員や産休・育休復帰社員、管理職など同じような立場の女性同士等が意見交換等を行い、課題解決のきっかけづくりにつながる場を提供する。併せて、男性上司の意見交換会を同時に開催し、企業の女性活躍に向けた環境づくりを促進する。また、ロールモデルを交えたワークショップ等により課題解決のイメージを具体化することで女性のキャリア形成につなげる。

○対象カテゴリー（各10人）

- ・若手女性社員
- ・女性育休復帰社員
- ・女性管理職社員
- ・男性管理職社員

○開催予定日

第1回（カテゴリー別意見交換会） 令和元年10月11日（金）

第2回（カテゴリーを超えた意見交換会） 令和元年10月11日（金）

第3回（ロールモデルを交えた意見交換会） 令和元年11月18日（月）

※第3回は私の働き方発表会と同時開催

【ウィズセンター】

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり

■ ウィズカレッジ事業

【予算額：3,600千円】

① 企画講座（委託実施）

男女共同参画社会の実現に向けて、広く県民に最新の情報や知識を提供する講座を開催する。
年5回 1講座あたり概ね100人程度

② 出前講座・来所講座

男女共同参画社会へ向けての意識啓発や県民の取組をサポートするため、県内各地に出向いての「出前講座」や各地域からセンターに来所する者への「来所講座」を実施する。

■ 男女共同参画ゼミナール事業

【予算額：684千円】

○ 目的

男女共同参画の視点を持った人材や地域リーダーを養成するとともに、男女共同参画に関する地域間格差の是正を図るため、地域リーダーのネットワークづくりを推進する。

○ ゼミナール修了者

- ・全研修期間の概ね2/3以上出席した者を修了者として認定し、修了証を交付する。
- ・修了者名簿を県内市町村男女共同参画担当課へ送付し、地域における意識啓発活動、講習会・研修会の助言者等への積極的な登用を働きかける。

開催場所 ウィズセンター会議室

開催日	時間	内容
第1回 7月10日 (水)	11:00～ 12:00	演題 男女が共に輝くおかやまづくり ～第4次おかやまウィズプラン～ 講師 岡山県男女共同参画青少年課
	13:30～ 15:00	演題 男女共同参画のススメ ～オリエンテーション～ 講師 ウィズセンター 情報交流員
第2回 8月8日 (木)	10:00～ 12:00	【ワークショップ】 演題 誰もがイキイキ、共生型のまちづくり ～パートナーシップで実現させましょう～ 講師 認定NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸 理事長 中村順子
	13:30～ 15:00	演題 『男女共同参画』ってなあ～に？ 講師 地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター 理事長 中島 豊爾
第3回 8月23日 (金)	10:30～ 12:00	演題 法律から見たハラスメント 講師 みどり法律事務所 弁護士 高崎 和美
	13:30～ 15:00	演題 ジェンダー統計でみる ～日本の男女共同参画の今～ 講師 独立行政法人 国立女性教育会館 客員研究員 中野 洋恵
第4回 9月5日 (木)	10:30～ 12:00	演題 だれもが活躍できる働きやすい雇用環境をめざして ～働き方改革、女性の活躍、ハラスメント～ 講師 岡山労働局 雇用環境・均等室 室長 入船 郁子
	13:30～ 15:00	演題 進む高齢社会と男女共同参画 ～地域共生社会の実現に向けて～ 講師 美作大学 社会福祉学科 特任教授 小坂田 稔

■ 男女共同参画推進月間事業・ウィズセンター20周年記念事業

【予算額：2,151千円】

男女共同参画社会の実現に向けて、県民の積極的な参加と団体の自主的な活動及び交流を促進するため、男女共同参画推進月間中を中心に、幅広い県民が参加できる講演会等や、利用者団体の交流会などを開催する。

また、ウィズセンター20周年の節目となることから、男女共同参画社会の実現に向けた県民の気運のさらなる高まりを図る。

① 講演会の開催

一般県民に向けて講演会を開催し、男女共同参画社会の実現に向けた気運の一層の醸成を図る。

開催日・場所	内容
11月24日(日) 調整中	テーマ これからの男女共同参画(仮) 講師 坂東眞理子さん

② 民間団体等によるワークショップ・調査研究支援

岡山県の男女共同参画について、おかやまウィズプランに沿ったテーマを設定し、ワークショップや調査研究等の自主企画を行う団体に対し、経費補助・広報協力等の活動支援を行う。

また、団体等が実施したワークショップ等で集約された意見をふまえたウィズセンター主催のワークショップの開催などにより、今後の岡山県及びウィズセンターの男女共同参画の未来を考える機会とする。

基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

■ ストップ・DV事業

【予算額：214千円】

男女間のあらゆる暴力を許さない社会環境づくりに向けて、広く県民にこの問題を周知するための講座の開催や啓発用配布資料の提供を行う。

また、DV被害者サポーターに対して研修を実施し、DV被害者支援の担い手として強化を図る。

基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり

■ 働く女性トータルアシスト事業(委託実施)

【予算額：3,192千円】

ライフイベントの終了等を区切りとして、働くことを考え始めた女性から、既に働いている女性までトータルに支援する。

① 再就職スタートアップコース

【対象】 ライフイベントの終了等を区切りとして、働くことを考えはじめた人

【内容】 ロールモデルのセミナー等で、就業のブランクに対する不安解消や就職への動機付け
自分と「適職を知る、キャリアデザイン・ライフデザイン等セミナー

② 在宅ワークトライアルコース

【対象】 在宅ワークにつながる特定のスキルを増やし就労の幅を広げたい女性

【内容】 画像処理ソフト活用講座及び体験学習など

③ 女性活躍キャリアアップコース

【対象】 キャリア形成を目指す、現在就労中の女性及び女性を雇用する事業所

【内容】 管理職を目指す女性等のキャリアアップに資するコミュニケーションスキルを中心とした企業への出前講座

第 4 次おかやまウィズプランについて

1 計画の位置付け

- ・ 男女共同参画社会基本法第14条及び岡山県男女共同参画の促進に関する条例第10条に基づく県の男女共同参画の促進に関する基本計画
- ・ 女性活躍推進法第6条第1項に基づく「岡山県女性活躍推進計画」(基本目標Ⅲ)

2 計画期間

平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までの5年間

3 計画の体系

目標：男女が共に輝くおかやまづくり

基本的な視点

- ①男女の人権の尊重とパートナーシップの確立
- ②「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)に気づく視点
- ③女性のエンパワーメントの促進とチャレンジ支援
- ④さまざまな主体との協働の推進

計画的かつ総合的な男女共同参画施策の推進

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり

- 重点目標 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- 重点目標 2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進
- 重点目標 3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進
- 重点目標 4 男性にとっての男女共同参画の推進
- 重点目標 5 若い世代における男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

- 重点目標 6 男女間のあらゆる暴力の根絶
- 重点目標 7 情報化社会における男女の人権の尊重
- 重点目標 8 生涯を通じた女性の健康支援
- 重点目標 9 生活困難を抱える人々への支援

基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり

- 重点目標 10 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 重点目標 11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大
- 重点目標 12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 重点目標 13 女性のチャレンジ支援
- 重点目標 14 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

第4次おかもやまウイズプランの数値目標

基本目標	数値目標	策定時 (平成26(2014)年度)	現況値 (平成29(2017)年度)	目標値 (平成32(2020)年度)	
Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり	県民満足度等調査「男女が共に能力を発揮して活躍できる地域になっている」の満足度の平均点	2.83点 (平成27(2015)年11月)	2.85点 (平成29(2017)年8月)	3.08点	
	家庭教育相談員の養成数	903人	992	1,050人	
	男女共同参画青少年課・ウイズセンターで実施する事業の参加者数における男性比率	23.9%	22.4%	30.0%	
	県民満足度等調査「男女が共に能力を発揮して活躍できる地域になっている」の20代及び30代における満足度の平均点	2.81点 (平成27(2015)年11月)	2.95点 (平成29(2017)年8月)	3.06点	
Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築	DV防止基本計画策定市町村数	16市町村 (平成27(2015)年4月)	24市町村 (平成30(2018)年4月)	27市町村 (平成33(2021)年4月)	
	高等学校等において、生徒に対するDV防止講座等の実施	44.3%	57.7%	65.0%	
	フィルタリング奨励宣言店舗数	172店舗 (平成27(2015)年10月)	212店舗 (平成30(2018)年3月)	222店舗 (平成33(2021)年3月)	
	学校行事や学級活動、ホームルーム活動等において、性に関する教育を実施している割合	小学校	96.8%	97.7%	100%
		中学校	94.2%	97.0%	100%
		高校	86.3%	92.4%	100%
	女性のがん検診の受診率	乳がん (平成25(2013)年度)	46.6%	47.4% (平成28(2016)年)	50.0% (平成31(2019)年度)
		子宮頸がん (平成25(2013)年度)	46.9%	47.1% (平成28(2016)年)	50.0% (平成31(2019)年度)
	自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	17.0人	14.0人 (平成29(2017)年)	14.4人	
	Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり	女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合	53.8%	58.1%	59.3%
県の審議会等委員の女性比率		36.7% (平成27(2015)年4月)	35.7% (平成30(2018)年4月)	40% (平成33(2021)年4月)	
管理職における女性比率(一般職公務員/課長級以上)		10.7% (平成27(2015)年4月)	12.3% (平成30(2018)年4月)	13.0%	
管理職における女性比率(教育職公務員/教頭以上)		21.4% (平成27(2015)年5月)	22.5% (平成30(2018)年4月)	25.0%	
管理職における女性比率(民間企業/係長級以上)		18.2% (平成24(2012)年度)	—	25.0% (平成30(2018)年度)	
復職した女性医師数		77人 (平成22~26(2010~2014)年度累計)	122人 (平成22~29(2010~2017)年度累計)	173人 (平成22~32(2010~2020)年度累計)	
女性消防団員数		592人 (平成27(2015)年4月)	663人 (平成30(2018)年4月)	650人	
農家における家族経営協定締結戸数		527戸	611戸	650戸	
商工会議所・商工会事務局における管理職員の女性比率		12.6% (平成27(2015)年4月)	9.2% (平成30(2018)年4月)	18.0%	
県が実施する女性を対象とした就職面接会で就職した女性の人数		—	30人 (平成27~29(2015~2017)年度累計)	50人 (平成27~31(2015~2019)年度累計)	
女性の育児休業取得率		85.6% (平成24(2012)年度)	—	90.0% (平成30(2018)年度)	
男性の育児休業取得率		4.3% (平成24(2012)年度)	—	8.0% (平成30(2018)年度)	
「おかもやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数		572箇所 (平成27(2015)年10月)	751箇所	750箇所	
放課後児童クラブ実施箇所数		425箇所	562箇所	540箇所 (平成31(2019)年度)	

第3次おかもやまウィズプランと第4次おかもやまウィズプランとの体系比較表

第3次おかもやまウィズプラン（計画期間：平成23年度～平成27年度）		第4次おかもやまウィズプラン（計画期間：平成28年度～令和2年度）	
<p>◎目標 「男女が共に輝くおかもやまづくり」</p> <p>◎基本的な視点 ①男女の人権の尊重とパートナーシップの確立 ②「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）に気づく視点 ③女性のエンパワーメントの促進とチャレンジ支援 ④さまざまな主体との協働の推進</p>		<p>◎目標 「男女が共に輝くおかもやまづくり」</p> <p>◎基本的な視点 ①男女の人権の尊重とパートナーシップの確立 ②「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）に気づく視点 ③女性のエンパワーメントの促進とチャレンジ支援 ④さまざまな主体との協働の推進</p>	
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革		基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり	
1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①社会制度・慣行の見直し ②社会的気運の醸成	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①社会制度・慣行の見直し ②社会的気運の醸成
2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進	①情報収集・提供、調査・研究等の充実 ②男女共同参画に関する現状調査の定期的な実施 ③国、各都道府県、市町村や関係団体等との総合的なネットワークの整備	2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進	①情報収集・提供、調査・研究等の充実 ②男女共同参画に関する現状調査の定期的な実施
3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進	①学校における男女平等に関する教育・学習の推進 ②家庭における男女平等に関する教育・学習の推進 ③地域における男女平等に関する教育・学習の推進	3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進	①学校における男女平等に関する教育・学習の推進 ②家庭における男女平等に関する教育・学習の推進 ③地域における男女平等に関する教育・学習の推進
4 男性にとっての男女共同参画の推進	①男性にとっての男女共同参画の推進	4 男性にとっての男女共同参画の推進	①男性にとっての男女共同参画の推進 ②男性の「働き方」に対する意識改革
5 若い世代における男女共同参画の推進	①子どもの頃からの男女共同参画の推進 ②若年層における男女共同参画の推進	5 若い世代における男女共同参画の推進	①若い世代における男女共同参画の推進
基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進			
6 政策・方針決定過程への女性の参画促進	①行政分野における女性の参画促進 ②教育分野における女性の参画促進 ③民間企業における女性の参画促進 ④男女共同参画の視点をもった人材養成		
7 さまざまな分野における女性の活躍の場の拡大	①医療分野における女性の活躍の場の拡大 ②科学技術・学術分野における女性の活躍の場の拡大 ③防災分野における女性の活躍の場の拡大		
基本目標Ⅲ 男女の人権が尊重される社会の構築		基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築	
8 男女間のあらゆる暴力の根絶	①男女間のあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進 ②被害者への相談・支援・救済体制の充実 ③配偶者等からの暴力防止・被害者保護対策の推進 ④若年層への予防啓発、デートDV対策の推進	6 男女間のあらゆる暴力の根絶	①男女間のあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進 ②被害者への相談・支援・救済体制の充実 ③若年層への予防啓発、デートDV対策の推進 ④関連施策の推進体制の強化と民間団体等との協働
9 メディアにおける女性の人権の尊重	①女性の人権を尊重した表現の促進 ②高度情報化社会における新たな課題への対応	7 情報化社会における男女の人権の尊重	①女性の人権を尊重した表現の推進 ②高度情報化社会への対応
10 生涯を通じた女性の健康支援	①性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発等 ②生涯を通じた女性の健康支援	8 生涯を通じた女性の健康支援	①性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発等 ②生涯を通じた女性の健康支援
11 生活困難を抱える人々への支援	①ひとり親家庭等の自立支援 ②男性の孤立防止、日常生活等の自立支援 ③高齢者等の自立した生活に対する支援	9 生活困難を抱える人々への支援	①ひとり親家庭等の自立支援 ②男性の孤立防止、日常生活等の自立支援 ③高齢者、障害のある人等の自立した生活に対する支援
基本目標Ⅳ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現			
12 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	①職業生活と家庭・地域生活の両立支援 ②多様なライフコースに対応した子育て・介護支援体制の充実や環境整備 ③社会的気運の醸成		
基本目標Ⅴ 男女が共に支える活力あふれる地域社会づくり		基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり	
13 地域社会における男女共同参画の促進	①地域社会における男女共同参画の促進	10 政策・方針決定過程への女性の参画促進	①行政分野における女性の参画促進 ②教育分野における女性の参画促進 ③民間企業における女性の参画促進
14 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	①男女の均等な機会と待遇の確保の促進 ②雇用等の分野における情報収集・提供	11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大	①さまざまな分野（医療・科学・防災など）における女性の活躍の場の拡大 ②さまざまな産業（農林水産業・自営業など）における女性の活躍の場の拡大
15 女性のチャレンジ支援	①職業能力開発と能力発揮の支援の充実 ②起業を志す女性への支援	12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	①男女の均等な機会と待遇の確保の促進 ②女性が働き続けることのできる環境づくり
16 農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の推進	①農林水産業における男女共同参画の推進 ②自営の商工業における男女共同参画の推進	13 女性のチャレンジ支援	①職業能力開発と能力発揮の支援の充実 ②起業を志す女性への支援 ③子育て中の女性への就職支援
17 国際交流・国際貢献の推進と多文化共生社会づくり	①国際交流活動等の推進 ②国際貢献ボランティア活動等の促進 ③在住外国人の支援	14 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	①職業生活と家庭・地域生活の両立支援 ②多様なライフコースに対応した子育て・介護等の支援体制の充実や環境整備 ③社会的気運の醸成
18 パートナーシップ社会の構築	①県民との協働による事業の一層の推進 ②ボランティアやNPOとの協働		

次期ウィズプランの策定スケジュール（案）

時 期	内 容
R 元年10～11月頃	・ 男女共同参画社会に関する県民意識調査の実施
R 元年度内	・ 同調査結果取りまとめ ・ 骨子案検討
R 2年度春～夏	・ 骨子案公表 ・ 骨子案に対する意見聴取
R 2年度夏～秋	・ 素案検討
R 2年度秋	・ 素案公表 ・ 素案に対するパブリック・コメントの実施、結果の公表
R 2年度秋～冬	・ 次期プラン案の検討
R 2年度末まで	・ 次期プラン策定
R 3年4月	・ 次期プランスタート

岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査について

1 目的

第4次おかやまウィズプランの計画期間が令和2年度をもって終了するが、次期プランの策定にあたり、課題を整理し目標を検討するため男女共同参画に関する県民の意識と生活実態を把握する必要がある。このため、令和元年度に男女共同参画に関する県民意識調査を実施する。

2 調査項目の設定方針

過去に実施した意識調査の調査項目のうち、意識の経年変化を把握する必要がある項目については継続して調査を実施するとともに、前回調査結果や社会情勢などを勘案して調査項目を新規に設定するなど所要の見直し実施した。

3 調査項目（案）

別添のとおり

4 調査概要

- (1) 調査地域 岡山県内全市町村
- (2) 調査対象 18歳以上の男女
- (3) 抽出方法 無作為抽出法
- (4) 標本数 約3,000人（有効回答目標数1,500件以上）
- (5) 設問数 40問程度
- (6) 調査方法 郵送配布・郵送回収

5 調査方法

専門の調査会社へ調査票の作成・配布、データ入力、集計・分析、報告書作成・印刷等を一括して委託して実施する。

6 スケジュール

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 令和元年10月～11月 | 調査の実施 |
| 令和元年12月～1月 | 調査結果の集計・分析 |
| 令和元年2月～3月 | 第2回男女共同参画審議会（調査結果の報告） |
| 令和元年2月～3月 | 調査結果の公表 |

7 過去の調査

- ・平成2年度実施（県政世論調査として公聴広報課が実施）
- ・平成6年度実施（県政世論調査として公聴広報課が実施）
- ・平成11年度実施 → おかやまウィズプラン21（平成12年度策定）
- ・平成16年度実施 → 新おかやまウィズプラン（平成17年度策定）
- ・平成21年度実施 → 第3次おかやまウィズプラン（平成22年度策定）
- ・平成26年度実施 → 第4次おかやまウィズプラン（平成27年度策定）

岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査 設問項目新旧対照表

【平成26年度】

I 男女の役割分担意識や家庭観について	
1 「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識についての考え方	
2 結婚・家庭・離婚・夫婦別姓等についての考え方	
3 家庭の仕事の役割分担についての考え方	
4 男女がともに家事、育児、介護、地域活動などに参加するために必要なこと	
II 男女の地位の平等などについて	
5 各分野・社会全体における男女の地位の平等についての考え方	
6 男性の方が優遇されていると思う原因	
III 女性の参画について	
7 今後女性が増えるほうがよいと思う役割	
8 政策・方針決定にかかわる役割に女性があまり進出していない理由	
IV 女性の就労について	
9 女性が職業をもつことについての考え方	
9-1 女性が職業を持つことについての現実と当てはまるもの	
10 女性の就労環境についての考え方	
11 女性が（あまり）働きやすい状況にあると思わない理由	
V ワーク・ライフ・バランスについて	
12 職業(自営も含む)の有無	
13-1 仕事の継続に対する不安はどこから生じるか	
13-2 就業していない理由	
14 仕事をやめたり、中断したり、転職した理由	
15 「仕事と生活の調和」を図るためには、どのような条件整備が必要か	
VI 男性の長時間労働等働き方の見直しについて	
16 家庭や地域活動に関われなかった経験	
17 職場の状況	
VII 男女平等教育について	
18 男女平等を推進していくため学校教育で必要なこと【表現修正】	
VIII 人権について	
19 配偶者（同居しているパートナーを含む）や恋人の有無	
20 配偶者や恋人関係にあった者から受けたことのある行為	
21 命の危険を感じたことがあるか	
22 子どもが目撃していたか	
23 受けた行為について誰かに打ち明けたり、相談したか	
24 相談しなかった理由	
25 配偶者間暴力への取組として必要なこと	
26 メディアでの性別による固定的な役割分担の表現や女性に対する暴力、性の表現の現状認識	
27 女性にとっての「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の重要性についての考え方	
IX 男女が共に支える活力ある地域社会づくりについて	
28 最近1年間に参加した地域活動	
29 何も参加しなかった理由	
X 男女共同参画の推進について	
30 男女共同参画社会の実現のために行政が力を入れていくべきこと	
○ 回答者の属性	
31 性別（男・女）	
32 年齢（5歳きざみ）	
33 結婚の有無（既婚（配偶者あり）・既婚（死別・離別）・未婚）	
34 子どもの有無（乳児等の区分及び性別）	
35 家族構成	
36 回答者及び配偶者の職業	
37 居住地域（市町村名）	

※灰色は削除項目

【令和元年度（案）】

I 男女の役割分担意識や家庭観について	
1 「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識についての考え方	
2 結婚・家庭・離婚・夫婦別姓等についての考え方	
3 家庭の仕事の役割分担についての考え方	
4 男女がともに家事、育児、介護、地域活動などに参加するために必要なこと	
II 男女の地位の平等などについて	
5 各分野・社会全体における男女の地位の平等についての考え方	
6 男性の方が優遇されていると思う原因	
III 女性の参画について	
7 今後女性が増えるほうがよいと思う役割	
8 政策・方針決定にかかわる役割に女性があまり進出していない理由	
IV 女性の就労について	
9 女性が職業をもつことについての考え方	
（9で「1. 女性は職業をもたない方がよい」、「2. 結婚するまでは職業をもつ方がよい」、「3. 子どもができるまでは職業をもつ方がよい」と答えた方に）そのように考える理由【新規追加】	
（9で「4. 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」、「5. 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」と答えた方に）そのように考える理由【新規追加】	
11 女性の就労環境についての考え方	
12 女性が（あまり）働きやすい状況にあると思わない理由	
V ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について	
13 仕事をしているか	
14 「仕事」、「家庭生活」、地域活動・学習・趣味・付き合いなどの「地域・個人の生活」の優先度（希望と現実）【新規追加】	
15 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）がとれていると思うか【新規追加】	
16 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現するためには、どのようなことが必要か	
17 役職（職場の管理職や役員、自治会長・町内会長、知事・市町村長や県・市町村議会の議員）への就任や立候補を依頼された場合の対応【新規追加】	
18 「断る」理由【新規追加】	
19 最近1年間に参加した地域活動はどのようなものがあるか	
20 どれも参加しなかった理由	
21 仕事をやめたり、中断したり、転職した理由	
VI 男女平等教育について	
22 男女平等を推進していくため学校教育で必要なこと	
VII 人権について	
【これまでに結婚（事実婚を含む）したことのある方のみ】	
23 配偶者から次のようなこと（身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力）をされたことの有無【新規追加】	
10歳代又は20歳代に、あなたの恋人や元恋人などの交際相手から、次のようなこと（身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力）をされたことの有無【新規追加】	
25 命の危険を感じたことがあるか	
26 子どもが目撃していたか	
27 受けた行為について誰かに打ち明けたり、相談したか	
28 相談しなかった理由	
29 配偶者間暴力への取組として必要なこと	
30 メディアでの性別による固定的な役割分担の表現や女性に対する暴力、性の表現の現状認識	
31 女性にとっての「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の重要性についての考え方	
VIII 防災について	
32 災害時に「性別の違い」に気を配った対応が必要だと思うこと【新規追加】	
IX 男女共同参画の推進について	
33 男女共同参画社会の実現のために行政が力を入れていくべきこと	
○ 回答者の属性	
34 性別（男・女・その他）【一部修正】	
35 年齢（18～19歳、以降5歳きざみ）【一部修正】	
36 結婚の有無（既婚（配偶者あり）・既婚（死別・離別）・未婚）	
37 子どもの有無（乳児等の区分及び性別）	
38 家族構成	
39 回答者及び配偶者の職業	
40 居住地域（市町村名）	

※黄色は新規追加項目、または一部修正（下線部分）項目

令和元年度岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査 設問項目 (案)

- ・右欄の「国H28」、「国H24」の○印は、平成28年10月、平成24年10月実施の「男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府)」の調査項目、「岡山県H26、H21、H16、H11」の○印は、それぞれの年度に実施した「岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査」の調査項目
- ・設問の選択肢の左の数字は、平成26年度・岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査の回答 (%)

国		県			
H28	H24	H26	H21	H16	H11

I 男女の役割分担意識や家庭観について

問1	「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのようにお考えですか。 (○印は1つ) (15.4) 1. 同感する (67.6) 2. 同感しない (11.9) 3. わからない	○	○	○	○	○	○
問2	結婚や離婚、夫婦別姓等についてあなたはどのようにお考えですか。(a)～(h)のそれぞれについてあなたのお考えにもっとも近いものにそれぞれ1つずつ○印をつけてください。 (各項目それぞれ、「1. 賛成」、「2. どちらかといえば賛成」、「3. どちらかといえば反対」、「4. 反対」、「5. どちらともいえない」の5つ選択肢から○印をそれぞれ1つ) ※「1. 賛成」と答えたもの (16.9) (a) なんとと言っても女性の幸福は結婚にあるので、女性は結婚するほうがよい (24.0) (b) 男性は、家庭をもって一人前だと言える (21.5) (c) 結婚は個人の自由であるから、人は結婚しなくてもよい (18.3) (d) 結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない (84.1) (e) 夫も妻も家庭責任はともにもつべきである (12.7) (f) 結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい (23.6) (g) 一般に今の社会では、離婚すると、女性の方が不利である (13.8) (h) 夫婦が別々の姓を名乗ることを、認める方がよい	-	-	○	○	○	○
問3	家庭の仕事の役割について、あなたはどのようにお考えですか。配偶者のいない方についても、次のような日常的なことが、どなたの役割だとお考えになるか(a)～(g)のそれぞれについてお答えください。 (各項目それぞれ、「1. 主としての夫の役割」、「2. どちらかといえば夫の役割」、「3. 両方同じ程度の役割」、「4. どちらかといえば妻の役割」、「5. 主として妻の役割」、「6. いずれにも該当しない」の6つ選択肢から○印を1つ) ※「5. 主として妻の役割」と答えたもの (0.1) (a) 生活費を稼ぐ (18.2) (b) 日々の家計の管理をする (16.9) (c) 日常の家事 (3.5) (d) 老親や病身者の介護や看護 (2.7) (e) 子どもの教育としつけ (18.9) (f) 育児(乳幼児の世話) (1.0) (g) 地域活動への参加	-	-	○	○	○	○
問4	今後、男女がともに家事、子育てや教育、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だとお考えですか。 (○印は3つまで) (34.8) 1. 男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること (27.1) 2. 仕事中心という社会全体の仕組みを改めること (12.0) 3. 仕事と家庭の両立などの問題について相談できる窓口を設けること (39.6) 4. 労働時間短縮や休暇制度を普及させること (38.7) 5. 夫婦の間で家事などの分担をするように十分に話し合うこと (24.4) 6. 家事などを男女で分担するようなしつけや育て方をすること (17.9) 7. 男性の男女共同参画に対する関心を高めること (20.0) 8. 男性の仕事中心の生き方・考え方を改めること (27.5) 9. 男性が家事などに参加することに対する抵抗感をなくすこと (11.2) 10. 夫が家事などをすることに妻が協力すること (7.8) 11. 妻が、夫に経済力や出世を求めないこと (9.2) 12. 女性が経済的に自立すること (1.8) 13. その他 (具体的に) (1.6) 14. わからない	-	-	○	○	○	○

II 男女の地位の平等などについて

問5	あなたは次にあげる分野で男女の地位は平等になっているとお考えですか。(a)～(h)のそれぞれについてお答えください。 (各項目それぞれ、「1. 男性の方が非常に優遇されている」、「2. どちらかといえば男性の方が優遇されている」、「3. 平等」、「4. どちらかといえば女性の方が優遇されている」、「5. 女性の方が非常に優遇されている」、「6. わからない」の6つ選択肢から○印を1つ) ※「3. 平等」と答えたもの (25.5) (a) 家庭生活で (15.1) (b) 職場で (23.8) (c) 地域社会で (47.8) (d) 学校教育の現場で (12.2) (e) 政治の場で (30.8) (f) 法律や制度の上で (10.4) (g) 社会通念・慣習・しきたりなどで (9.9) (h) 社会全体でみた場合	○	○	○	○	○	○
問6	問5(h)で、「1. 男性の方が非常に優遇されている」または「2. どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた方のみお答えください。では、社会全体でみて男性の方が優遇されている原因は何だとお考えですか。次の中から、あてはまるものをすべてお答えください。 (○印はいくつでも) (77.2) 1. 男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりなどが根深いから (60.6) 2. 仕事優先・企業中心の考え方が根深いから (35.7) 3. 男女の平等について、男性の問題意識が薄いから (9.2) 4. 男女の平等について、女性の問題意識が薄いから (23.9) 5. 男女の差別を人権の問題として捉える意識が薄いから (48.2) 6. 女性が能力を発揮できる環境や機会が十分でないから (38.4) 7. 能力を発揮している女性を適正に評価する仕組みが欠けているから (15.7) 8. 配偶者控除や健康保険加入免除等の税制・社会保障制度が男女の役割分担を助長しているから (47.5) 9. 育児や介護などを男女が共に担うための制度やサービスが整備されていないから (10.0) 10. 女性の意欲や能力が男性に比べて劣っているから (3.0) 11. その他 (具体的に) (0.1) 12. わからない	-	-	○	○	○	○

国		県			
H28	H24	H26	H21	H16	H11

III 女性の参画について

問7 次にあげるような政策・方針の決定にかかわる役職において、今後女性ももっと増える方がよいとあなたが思うものをすべてお答えください。

(○印はいくつでも)

- (46.2) 1. 都道府県知事・市町村長
- (52.5) 2. 国会議員・都道府県議会議員・市町村議会議員
- (42.5) 3. 国家公務員・地方公務員の管理職
- (35.0) 4. 裁判官・検察官・弁護士
- (22.9) 5. 大学教授
- (新設) 6. 小中学校・高校の校長・副校長・教頭
- (26.7) 7. 国連などの国際機関の管理職
- (新設) 8. 企業の技術者・研究者
- (45.1) 9. 企業の管理職
- (31.4) 10. 起業家・経営者
- (26.5) 11. 労働組合の幹部
- (16.2) 12. 農協・漁協・森林組合の役員
- (22.0) 13. 新聞・放送の記者
- (25.7) 14. 自治会長・町内会長等
- (新設) 15. 医師、歯科医師
- (2.6) 16. その他 (具体的に)
- (1.7) 17. 女性は政策・方針の決定にかかわる役職につくべきではない
- (14.5) 18. わからない

○	○	○	○	○	-
	-	-	-	-	
	○	○	○	○	
	-	-	-	-	
	-	○	○	○	
	○	○	○	○	
	-	-	-	-	
	○	○	○	○	
	-	-	-	-	
	○	○	○	○	
	-	-	-	-	
	○	○	○	○	
	-	-	-	-	
	○	○	○	○	
	-	-	-	-	
	○	○	○	○	

問8 あなたは、問7にあげたような政策・方針の決定にかかわる役職に女性があまり進出していない理由は何だとお考えですか。

(○印はいくつでも)

- (40.3) 1. 家族、職場、地域における性別役割分担があるから
- (61.4) 2. 男性優位の組織運営になっているから
- (34.4) 3. 家族の支援・協力が得られないから
- (31.8) 4. 女性の能力発揮の機会が不十分だから
- (20.2) 5. 女性の活動を支援するネットワークが不足しているから
- (26.3) 6. 女性側の積極性が十分でないから
- (26.5) 7. 女性の職員や構成員の人数自体が少ないから
- (新設) 8. 保育、介護の支援など公的サービスが十分でないから
- (3.6) 9. その他 (具体的に)
- (6.8) 10. わからない

-	-	○	○	○	-
-	-	-	-	-	-
-	-	○	○	○	-
-	-	-	-	-	-
-	-	○	○	○	-

IV 女性の就労について

問9 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか。

(○印は1つ)

- (0.2) 1. 女性は職業をもたない方がよい
- (4.0) 2. 結婚するまでは職業をもつ方がよい
- (5.3) 3. 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
- (43.3) 4. 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい
- (30.7) 5. 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- (4.8) 6. その他 (具体的に)
- (4.6) 7. わからない

○	○	○	○	○	-
---	---	---	---	---	---

問10-1 問9で「1. 女性は職業をもたない方がよい」、「2. 結婚するまでは職業をもつ方がよい」、「3. 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい」と答えた方のみお答えください。それは、なぜですか。

(○印はいくつでも)

- () 1. 女性は家庭を守るべきだと思うから
- () 2. 子どもは母親が家で面倒を見た方がよいと思うから
- () 3. 女性も経済力を持った方がよいと思うから
- () 4. 夫婦で働いた方が多くの収入を得られるから
- () 5. 仕事と家庭の両立支援が十分ではないからと思うから
- () 6. 働き続けるのは大変そうだと思うから
- () 7. その他 (具体的に)
- () 8. 特にない
- () 9. わからない

-	-	-	-	-	-
---	---	---	---	---	---

問10-2 問9で「4. 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」、「5. 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」と答えた方のみお答えください。それは、なぜですか。

(○印はいくつでも)

- () 1. 女性は家庭を守るべきだと思うから
- () 2. 働くことを通じて自己実現が図れると思うから
- () 3. 子どもは母親が家で面倒を見た方がよいと思うから
- () 4. 女性も経済力を持った方がよいと思うから
- () 5. 夫婦で働いた方が多くの収入を得られるから
- () 6. 女性が能力を活用しないのはもったいないと思うから
- () 7. 少子高齢化で働き手が減少しているから、女性も働いた方がよいと思うから
- () 8. 仕事と家庭の両立支援が十分ではないと思うから
- () 9. その他 (具体的に)
- () 10. 特にない
- () 11. わからない

-	-	-	-	-	-
---	---	---	---	---	---

問11 あなたは、現在の社会は女性が働きやすい状況にあると思いますか。

(○印は1つ)

- (1.8) 1. 大変働きやすい状況にあると思う
- (30.0) 2. ある程度働きやすい状況にあると思う
- (33.7) 3. あまり働きやすい状況にあるとは思わない
- (11.5) 4. 働きやすい状況にあるとは思わない
- (15.4) 5. 一概には言えない
- (4.3) 6. わからない

-	-	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---

国		県				
H28	H24	H26	H21	H16	H11	

問11で、「3.あまり働きやすい状況にあるとは思わない」または「4.働きやすい状況にあるとは思わない」と答えた方のみお答えください。

問12 そう思わない理由は何ですか。
(○印は3つまで)

(38.3) 1. 働く場が限られているから
(13.1) 2. 能力発揮の場が少ないから
(49.8) 3. 労働条件が整っていないから
(48.4) 4. 保育施設や児童クラブなど子どもを預けられる施設が不足しているから
(16.7) 5. 介護施設が不足しているから
(新設) 6. 家事・育児支援サービスが充実していないから
(22.3) 7. 昇進・給与等に男女の差別的扱いがあるから
(21.0) 8. 結婚・出産退職の慣行があるから
(2.2) 9. ハラスメント(セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティーハラスメントなど)があるから
(27.4) 10. 男は仕事、女は家庭という社会通念があるから
(22.1) 11. 家族の理解、協力が得にくいから
(2.7) 12. その他(具体的に)

-	-	-	-	-	-
		○	○		
		-	-		
		○	○		

V ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)について

※「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」とは、男女がともに、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。

問13 現在、仕事をされていますか。
(58.5) 1. している
(40.0) 2. していない

-	-	○	○	-	-
---	---	---	---	---	---

問14 問13で「1.している」と答えた方のみお答えください。
日頃の生活における「仕事」、「家庭生活」、「地域活動・近所づきあい・スポーツ・趣味の活動・社会貢献活動などの「地域・個人の生活」の優先度についておたずねします。「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について、希望と現実・現状に最も近いものを1つずつ選んでください。

希望

() 1. 「仕事」を優先
() 2. 「家庭生活」を優先
() 3. 「地域・個人の生活」を優先
() 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先
() 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先
() 6. 「家庭生活」と「地域生活」をともに優先
() 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先
() 8. わからない

現実・現状

() 1. 「仕事」を優先
() 2. 「家庭生活」を優先
() 3. 「地域・個人の生活」を優先
() 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先
() 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先
() 6. 「家庭生活」と「地域生活」をともに優先
() 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先
() 8. わからない

-	-	-	-	-	-
---	---	---	---	---	---

問15 問13で「1.している」と答えた方のみお答えください。
あなたは、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)がとれていると思いますか。

() 1. とれていると思う
() 2. どちらかといえばとれていると思う
() 3. どちらかといえばとれていないと思う
() 4. とれていないと思う
() 5. わからない

-	-	-	-	-	-
---	---	---	---	---	---

問16 男女が共にワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現するためには、どのようなことが必要であるとお考えですか。
(○印はいくつでも)

(32.1) 1. 労働時間の短縮や休日の増加を促進する
(45.3) 2. 保育施設や介護のための施設・サービスを拡充する
(32.4) 3. 育児や介護のための休暇制度を充実する
(18.4) 4. 育児や介護休暇中の諸手当を充実する
(40.6) 5. 結婚・出産・介護などで退職した女性の再雇用制度を充実する
(19.8) 6. 賃金、仕事内容など、労働条件面での男女差をなくす
(12.4) 7. 昇進・昇格の機会を、男女差をなくす
(4.6) 8. 研修や職業訓練の機会を拡充する
(9.2) 9. 仕事と家庭の両立などの問題について相談できる窓口を設ける
(26.1) 10. フレックスタイム制、短時間勤務制、在宅勤務制度などを導入する
(15.5) 11. 管理職の意識改革
(1.7) 12. その他(具体的に)
(4.6) 13. わからない

-	-	○	○	-	-
		-	-		
		○	○		

問17 あなたは、仮に次の役職への就任や公職への立候補を依頼されたらどうしますか。

(a). 職場の管理職や役員

() 1. 引き受ける
() 2. 断る
() 3. わからない

(b). 自治会長、町内会長

() 1. 引き受ける
() 2. 断る
() 3. わからない

(c). 知事・市町村長や県・市町村議会の議員

() 1. 引き受ける
() 2. 断る
() 3. わからない

-	-	-	-	-	-
---	---	---	---	---	---

国		県			
H28	H24	H26	H21	H16	H11

問18 問17で「断る」と答えた方のみお答えください。
その理由は、何ですか。

(○印はいくつでも) (a)~(e)それぞれについて)

() 1. 仕事が忙しくて、地域活動の時間がとれないから					
() 2. 家事が忙しくて、地域活動の時間がとれないから					
() 3. 地域での人づきあいがわずらわしいから					
() 4. 育児や介護が忙しいから					
() 5. 責任ある役は引き受けたくないから					
() 6. 責任を果たせるだけの自信がないから					
() 7. なんとなく大変そうだから	-	-	-	-	-
() 8. 自分や家族の負担が増えるから					
() 9. 周囲の目もあり、目立つのが嫌だから					
() 10. 慣習により、就任する人が決まっているから					
() 11. 報酬がない、または少ないから					
() 12. その他 (具体的に)					

問19 ここ1年ほどの間で参加した地域活動にはどのようなものがありますか。

(○印はいくつでも)

(31.5) 1. 趣味、スポーツ、教養などのサークル・グループ活動					
(16.1) 2. 育児支援、PTA、学童保育、児童館、子ども会などの子育てや教育に関する活動					
(48.9) 3. 町内会、自治会、婦人会などの行事や活動					
(11.5) 4. 地域の防災・防犯・交通安全に関する活動					
(8.7) 5. 健康教室、食生活改善など健康推進に関する事業					
(9.8) 6. 高齢者・障害者支援など社会福祉に関する活動	-	-	○	-	-
(18.2) 7. 自然保護、清掃活動、省資源など地球環境を守るための活動					
(1.6) 8. 身近にいる外国人たちとの交流や国際理解活動					
(0.7) 9. その他 (具体的に)					
(24.9) 10. どれも参加しなかった					

問20 問19で、「10. どれも参加しなかった」と答えた方のみお答えください。
どれも参加しなかったのはなぜですか。

(○印は2つまで)

(6.6) 1. 家事や子育てが忙しいから					
(7.3) 2. 介護の必要な高齢者や病人等がいるから					
(31.7) 3. 仕事が忙しいから					
(1.8) 4. 活動に経費がかかるから					
(0.3) 5. 家族に理解がないから					
(25.4) 6. 自分にあった適当な活動がないから	-	-	○	-	-
(17.8) 7. どのように参加するか分からないから					
(14.2) 8. 参加することに意義を感じないから					
(19.0) 9. 人間関係がわずらわしいから					
(16.6) 10. その他 (具体的に)					

問21 あなたは、仕事をやめたり、中断したり、あるいは転職したことがありますか。あるとすれば、その理由は何ですか。

(○印はいくつでも)

(21.5) 1. 結婚のため					
(17.8) 2. 出産・育児 (出産休暇・育児休暇を除く) のため					
(7.5) 3. 親や病気の家族の介護・看病をするため				○	○
(3.7) 4. 配偶者の転勤のため					○
(2.7) 5. 家族の理解・協力が得にくいから					
(14.2) 6. 自分の健康や体力的な問題のため					
(2.4) 7. 職場に育児・介護休業などの制度がないため				-	-
(6.9) 8. 長期間勤務しにくい職場の雰囲気のため					
(13.3) 9. 労働条件に対して不満があったから					
(11.8) 10. 仕事の内容があわなかったから					
(12.1) 11. 勤め先の都合のため					
(0.6) 12. 男女が対等に働ける職場でなかったため					
(新設) 13. ハラスメント (セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティーハラスメントなど) があるから					
(2.0) 14. 大学に行ったり、資格を取ったりするため				○	
(3.1) 15. 家業につくため					
(17.2) 16. 高齢になったから					
(7.5) 17. よりよい条件の仕事があったから					
(4.3) 18. その他 (具体的に)					
(2.6) 19. 特に理由はない					
(20.6) 20. 今までに仕事をやめたり、中断したり、転職したことはない					

VI 男女平等教育について

問22 男女平等を推進していくために、学校、特に小・中・高等学校等で行うとよいと思うものはどれですか。

(○印はいくつでも)

(28.5) 1. 男女平等に関する教職員研修を行う					
(21.1) 2. 校長や副校長、教頭に女性を増やしていく					
(38.6) 3. 学校生活での児童・生徒の役割分担を男女同じにする					
(51.7) 4. 生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるよう配慮する					
(34.5) 5. 男女平等の意識を育てる授業 (男女必修で行われている技術家庭科など) をさらに充実する					
(19.6) 6. 健全な異性観を育てるための性教育の充実を努める	-	-	○	○	○
(10.8) 7. 出席簿、席席、ロッカーの順番など、男女を分ける習慣をなくす					
(25.0) 8. 保護者会などを通じ、男女平等教育への保護者の理解を深める					
(2.6) 9. その他 (具体的に)					
(2.6) 10. 学校教育の中で行う必要はない					
(9.1) 11. わからない					

国		県				
H28	H24	H26	H21	H16	H11	

Ⅶ 人権について

問23 これまでに結婚（事実婚を含む）したことのある方のみお答えください。
 あなたはこれまでに、あなたの配偶者から次のようなことをされたことがありますか。ここでの「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や生活の本拠をともにする交際相手（同棲相手）、別居中の夫婦、元配偶者も含まれます。次の(a)～(e)のそれぞれについて、右欄の1～3の中からあてはまる番号を1つずつお選びください。

「1.まったくない」、「2.1、2度あった」、「3.何度もあった」を選択

() (a) なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体的暴力を受けた						
() (b) 人格を否定するような暴言、脅迫やおどし、何を言っても無視するなど精神的暴力を受けた						
() (c) 友人や家族に会わせない、外出させない、電話・電子メール等をチェックするなどの社会的暴力を受けた						
() (d) 生活費を渡さない、借金を強いる、収入を取り上げる、外で働くことを妨げるなどの経済的暴力を受けた						
() (e) 見たくないのに、アダルトビデオ等を見せられたり、嫌がっているのに性的行為を強要したり、避妊に協力しないなどの性的暴力を受けた						

問24 全員におたずねします。
 あなたは、10歳代又は20歳代に、あなたの恋人や元恋人などの交際相手から、次のようなことをされたことがありますか。次の(a)～(e)のそれぞれについて、右欄の1～3の中からあてはまる番号を1つずつお選びください。

「1.まったくない」、「2.1、2度あった」、「3.何度もあった」を選択

() (a) なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体的暴力を受けた						
() (b) 人格を否定するような暴言、脅迫やおどし、何を言っても無視するなど精神的暴力を受けた						
() (c) 友人や家族に会わせない、外出させない、電話・電子メール等をチェックするなどの社会的暴力を受けた						
() (d) デート代や生活費を無理やり払わされる、収入を取り上げる、借りたお金を返さないなどの経済的暴力を受けた						
() (e) 見たくないのに、アダルトビデオ等を見せられたり、嫌がっているのに性的行為を強要したり、避妊に協力しないなどの性的暴力を受けた						

問25 問23,24で、ひとつでも「2.1、2度あった」または「3.何度もあった」と答えた方のみお答えください。
 あなたはこれまでに、その相手の行為によって、命の危険を感じたことがありますか。

(○印はひとつ)

(10.9) 1. 感じた						
(84.4) 2. 感じなかった			○	○	○	-

問26 問23,24で、ひとつでも「2.1、2度あった」または「3.何度もあった」と答えた方のみお答えください。
 また、あなたがその相手からの行為を受けていたときに、あなたのお子さんはそれを目撃していましたか。

(○印はひとつ)

(25.8) 1. 目撃していた						
(34.5) 2. 目撃していない			○	○	○	-
(16.0) 3. 目撃していたか、いないかはわからない						
(18.0) 4. 子どもはいない						

問27 問23,24で、ひとつでも「2.1、2度あった」または「3.何度もあった」と答えた方のみお答えください。
 あなたは、その受けた行為について誰に打ち明けたり、相談したりしましたか。

(○印はいくつでも)

(67.5) 1. 誰（どこ）にも相談しなかった						
(19.1) 2. 家族・親せきに相談した			○	○		
(20.5) 3. 友人・知人に相談した						
(新設) 4. 学校に相談した						
(1.6) 5. 警察に連絡・相談した						
(0.9) 6. 裁判所に相談した						
(0.0) 7. 法務局・地方法務局、人権擁護委員に相談した						
(0.7) 8. 女性相談所、女性（婦人）相談員に相談した						
(0.0) 9. 岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）に相談した						
(0.2) 10. 市町村の女性のための総合的な施設（男女共同参画推進センターなど）に相談した			○	○		
(0.9) 11. 市役所・町村役場に相談した						
(0.7) 12. その他の公的機関に相談した						
(0.7) 13. 弁護士に相談した						
(0.9) 14. 医師・カウンセラーに相談した						
(0.5) 15. 民間の相談機関（民間シェルターなど）に相談した						
(0.7) 16. その他（具体的に）						

問28 問27で、「1.誰（どこ）にも相談しなかった」と答えた方のみお答えください。
 誰（どこ）にも相談しなかったのはなぜですか。

(○印はいくつでも)

(3.2) 1. 誰（どこ）に相談したらよいか分からなかった						
(16.8) 2. 相談しても無駄だと思った						
(13.6) 3. 恥ずかしくて（世間体が悪くて）相談できなかった						
(9.6) 4. 他人を巻き込みたくなかった						
(0.4) 5. 相談窓口の担当者の言動により、不快な思いをすと思った						
(24.3) 6. 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思った						
(2.5) 7. そのことについて思い出したくなかった						
(0.4) 8. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思った			○			
(0.0) 9. 誰にも言わないよう、相手に脅された						
(32.9) 10. 自分にも悪いところがあると思った						
(4.3) 11. 相手の行為は自分に対する愛情表現だと思った						
(61.4) 12. 相談するほどのことではないと思った						
(5.0) 13. その他（具体的に）						

	国		県			
	H28	H24	H26	H21	H16	H11
○ 回答者の属性						
問34 性別（「男性」、「女性」、「その他（体と心の性別に違和感がある人等）」）	○	○	○	○	○	○
問35 年齢（「18,19歳」、「20～24歳」、「25～29歳」・・・「70～74歳」、「75歳以上」）	○	○	○	○	○	○
問36 結婚の有無（「既婚（配偶者あり）」、「既婚（死別・離別）」、「未婚」）	○	○	○	○	○	○
問37 子どもの有無（「乳児」、「幼児」、「小学生・中学生」、「高校生・大学生」、「学校を卒業した未婚の子ども」、「結婚した子ども」、「子どもはいない」の区分／「男性」、「女性」）	○	○	○	○	○	○
問38 同居の家族（1. 配偶者（夫または妻） 2. 息子 3. 娘 4. 父、母（配偶者の父母を含む） 5. 孫 6. 祖父 母（配偶者の祖父母を含む） 7. 子どもの配偶者 8. 兄弟姉妹（配偶者の兄弟姉妹を含む） 9. その他 （具体的に ） 10. 同居者はいない（ひとり暮らし））	-	-	○	○	○	○
問39 回答者及び配偶者の職業						
自営業者（家族従業者を含む）						
1. 農林漁業	○					
2. 製造業	○	○	○	○	○	○
3. 卸・小売業・サービス業	○					
4. 自由業（医者・弁護士、デザイナーなど）	-					
勤め人（一般社員・正社員）						
5. 管理職（課長以上）	○					
6. 専門技術職（資格を持って働いている人で、理美容師や調理師などを含む）	○	○	○	○	○	○
7. 事務部門	○					
8. 営業・販売部門	○					
9. 製造・作業部門 （派遣社員・契約社員）	○					
10. 専門技術職（資格を持って働いている人で、理美容師や調理師などを含む）	○	-	○	○	-	-
11. 事務部門、営業・販売部門、製造・作業部門	○					
パート・内職等						
12. パート・アルバイト・嘱託	○	○	○	○	○	○
13. 内職	-					
その他						
14. 専業主婦（夫）						
15. 学生						
16. その他（ ）	○	○	○	○	○	○
17. 無職						
問40 居住地域（市町村名）	-	-	○	○	○	-